号外第四十号

曜

十二月二十五日

水

令和元年

 \exists

目 次

規 則

○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則………………………………

○山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置

則

規

山梨県規則第二十二号 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年十二月二十五日

崎 幸 太 郎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 山梨県知事 長

のように改正する。 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次

別表第一を次のように改める。

報 号 外 第四十号 令和元年十二月二十五日

Ш

梨

県 公

別表第一(第三条関係)

技能労務職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	F
	1	132, 300	205, 200	251, 500	280, 00
	2	133, 200	206, 400	252, 700	281, 90
	3	134, 200	207, 800	253, 800	283, 50
	4	135, 100	209, 100	254, 900	285, 20
	5	136, 100	210, 400	255, 800	287, 00
	6	137, 100	211, 800	257, 000	288, 6
	7	138, 100	213, 200	258, 100	290, 2
	8	139, 100	214, 600	259, 300	291, 8
	9	139, 900	215, 900	260, 400	293, 30
	10	140, 900	217, 500	261, 200	295, 1
	11	141, 900	219, 100	262, 400	296, 80
	12	143, 000	220, 500	263, 600	298, 6
		140, 000	220, 000	200, 000	230, 0
	13	143,800	221, 700	264, 600	300,0
	14	144, 800	223, 200	265, 600	301, 7
	15	145, 800	224, 700	266, 500	303, 3
	16	146, 800	226, 000	267, 400	304, 8
	17	147, 900	226, 900	268, 400	306, 3
	18	149, 200	227,600	269, 500	307, 9
	19	150, 400	228, 500	270, 500	309, 5
	20	151,600	229, 500	271, 300	311, 2
	21	152, 700	230, 300	272, 300	312, 2
	22	153, 900	231, 800	273, 200	313, 6
	23	155, 100	233, 100	274, 200	315, 0
	24	156, 300	234, 200	275,000	316, 5
	25	157, 400	235, 600	275, 800	317, 6
	26	158, 900	236, 900	276, 900	319, 1
	27	160, 400	238, 200	278, 000	320, 5
	28	161, 900	239, 500	279, 100	321, 9
	29	169, 900	0.40, 0.00	900 000	909. 5
	30	163, 300	240, 300 241, 500	280, 000	323, 5
	31	164, 700	241, 500	281, 100	324, 7 326, 0
	32	166, 200 167, 700	242, 800	282, 100 283, 100	326, 0 327, 2
	2.0				
	33	169, 100	245, 000	283, 800	328, 3
	34	170, 900	246, 200	284, 700	329, 2
	35	172, 700	247, 300	285, 600	330, 3
	36	174, 500	248, 500	286, 700	331, 4
	37	176, 200	249, 800	287, 300	332, 5
	38	177, 900	250, 800	288, 200	333, 6
	39	179,600	252, 100	289, 100	334, 6
	40	181, 300	253, 400	290,000	335, 6
	41	183, 600	254, 400	290, 600	336, 6
	42	185, 100	255, 600	291,600	337, 6
	43	186, 600	256, 500	292,600	338, 6
		100,000	=00,000	,	339, 60

山		45	190, 900	959 600	204 200	348, 200
梨		46	189, 200	258, 600	294, 200	,
県		47	190, 700	259, 600	295, 100	349, 600 351, 100
		I	192, 100	260, 700	296, 000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公却		48	193, 400	261, 600	296, 900	352, 600
報号		49	194, 800	262, 800	297, 600	354, 200
		50	195, 800	263, 800	298, 200	355, 000
外		51	197, 100	264, 900	298, 900	356, 200
		52	198, 200	265, 600	299, 700	357, 200
第四十号		53	199, 400	266, 500	300, 300	358, 100
쁘		54	200, 500	267, 600	301, 100	359, 200
븕		55	201,600	268, 800	301, 800	360, 100
		56	202, 700	270, 000	302, 500	361, 200
令		57	203, 600	270, 800	303, 200	362, 100
型		58	203, 600	270, 800	303, 200	362, 800
年		59	204, 700	· ·	304, 700	363, 500
+		60	206, 700	272, 900	· I	364, 200
令和元年十二月二十五日		00	206, 700	273, 900	305, 400	304, 200
<u> </u>		61	207, 600	274, 900	306,000	364, 600
干		62	208, 700	276,000	306, 700	365, 200
甘		63	209, 800	276, 800	307, 400	365, 900
		64	210, 800	277, 900	308, 100	366, 600
		65	211, 700	278, 700	308, 600	366, 900
		66	212, 600	279, 500	309, 100	367, 600
		67	213, 300	280, 300	309, 700	368, 300
		68	214, 200	281, 100	310, 300	369,000
		69	215, 100	281, 700	310, 900	369, 300
		70	216, 300	282, 500	311, 300	369, 900
		71	217, 300	283, 300	311, 800	370, 600
		72	218, 200	284, 000	312, 300	371, 200
		73	010 000	994 900	212 600	371, 500
		74	218, 800	284, 800	312, 600	371, 300
			220, 000	285, 500	313, 100	
		75 76	221, 100 222, 300	286, 300 287, 100	313, 600 314, 000	372, 800 373, 400
			·			
		77	222, 800	287, 700	314, 200	373, 800
		78	223, 900	288, 200	314, 500	374, 300
		79	225, 100	288, 700	314, 800	374, 900
		80	226, 100	289, 100	315, 100	375, 400
		81	226, 900	289, 500	315, 400	375, 900
		82	228, 100	289, 900	315, 700	376, 500
	再任	83	229, 100	290, 400	316,000	377,000
	用職	84	230, 200	290, 900	316, 300	377, 300
	員及	85	231, 300	291, 300	316, 500	377, 700
	び任期付	86	232, 200	291, 900	316, 900	378, 200
	職員	87	233, 300	292, 500	317, 200	378, 600
	以外	88	234, 300	293, 100	317, 400	379, 000
	の職員	90	225 222	000 400	017. 000	970 400
	員	89	235, 300	293, 400	317, 600	379, 400
		90	236, 300	293, 900	317, 900	379, 900
		91 92	237, 300	294, 400	318, 200	380, 300 380, 700
	ı l	34	238, 300	294, 800	318, 500	550, 100
三		ı	200, 0001	02,0001	320, 000	

Ш

梨

県

公報

号

外

第四十号

令和元年十二月二十五日

· 壬期 寸職 員		136, 100		I	
再任 用職 員		202, 200	223, 200	244, 000	274, 60
	177	272, 100			
	176	271, 900			
	175	271, 600			
	174	271, 300			
	173	271, 100			
	172	270, 900			
	171	270, 600			
	170	270, 300			
	169	270, 100			
	100	209, 900			
	168	269, 600 269, 900			
	167	269, 300			
	165 166	269, 100			
	164	268, 900			
	163	268, 600			
	162	268, 300			
	161	268, 100			
	160	267, 900			
	159	267, 600			
	158	267, 300			
	157	267, 000			
	156	266, 700			
	155	266, 500			
	154	266, 300			
	153	266, 000			
	152	265, 800			
	151	265, 600			
	150	265, 300			
	149	265, 000			
	148	264, 700			
	147	264, 500			
	146	264, 200			
	145	264, 000			
	144	263, 800			
	143	263, 500			
	142	263, 200			
	141	263, 000			

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に 関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月 一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務 職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に よる給与の内払とみなす。

(給料の切替え等)

3 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条 例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の適用を受ける職員の例による。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (令和元年山梨県規則第十

三号)の一部を次のように改正する。

別表第一を改める改正規定を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

技能労務職給料表

競員 O区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
) K	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	I
	1	132, 300	205, 200	251, 500	280, 00
	2	133, 200	206, 400	252, 700	281, 90
	3	134, 200	207, 800	253, 800	283, 50
	4	135, 100	209, 100	254, 900	285, 2
	5	136, 100	210, 400	255, 800	287, 0
	6	137, 100	211, 800	257, 000	288, 6
	7	138, 100	213, 200	258, 100	290, 2
	8	139, 100	214, 600	259, 300	291, 8
	9	139, 900	215, 900	260, 400	293, 3
	10	140, 900	217, 500	261, 200	295, 1
	11	141, 900	219, 100	262, 400	296, 8
	12	143, 000	220, 500	263, 600	298, 6
	13	149.000	221 722	964 699	000.0
	l I	143, 800	221, 700	264, 600	300, 0
	14	144, 800	223, 200	265, 600	301, 7
	15	145, 800	224, 700	266, 500	303, 3
	16	146, 800	226, 000	267, 400	304, 8
	17	147, 900	226, 900	268, 400	306, 3
	18	149, 200	227, 600	269, 500	307, 9
	19	150, 400	228, 500	270, 500	309, 5
	20	151,600	229, 500	271, 300	311, 2
	21	152, 700	230, 300	272, 300	312, 2
	22	153, 900	231, 800	273, 200	313,6
	23	155, 100	233, 100	274, 200	315,0
	24	156, 300	234, 200	275,000	316, 5
	25	157, 400	235, 600	275, 800	317, 6
	26	158, 900	236, 900	276, 900	319, 1
	27	160, 400	238, 200	278,000	320, 5
	28	161, 900	239, 500	279, 100	321, 9
	29	163, 300	240, 300	280, 000	323, 5
	30	164, 700	241, 500	281, 100	324, 7
	31	166, 200	242, 800	282, 100	326, 0
	32	167, 700	243, 900	283, 100	327, 2
	33	169, 100	245, 000	283, 800	328, 3
	34	170, 900	246, 200	284, 700	329, 2
	35	172, 700	247, 300	285, 600	330, 3
	36	174, 500	248, 500	286, 700	331, 4
	37	176 000	940, 900	997 999	222
	38	176, 200	249, 800	287, 300	332, 5
	l I	177, 900	250, 800	288, 200	333, 6
	39 40	179, 600 181, 300	252, 100 253, 400	289, 100 290, 000	334, 6 335, 6
	41	183, 600	254, 400	290, 600	336, 6
	42	185, 100	255, 600	291,600	337, 6
	43	186, 600	256, 500	292, 600	338, 6
	44	188, 000	257, 800	293, 500	339, 6

Ш

梨

県

公報

뭉

外

令和.

元年十二月二十五

H

	1 1 1	I	I	1	I
Ш	02	000 400	005 000	010 700	381,000
梨	93	239, 400	295, 200	318, 700	381, 000
	94	240, 400	295, 700	319,000	
県	95	241, 100	296, 200	319, 300	
公	96	241, 800	296, 700	319, 500	
報					
	97	242, 700	297, 000	319, 700	
号	98	243, 600	297, 400	320,000	
外	99	244, 500	297, 900	320, 300	
	100	245, 200	298, 400	320, 500	
第丨	101	246, 000	298, 800	320, 700	
뿌ㅣ	102	246, 900	299, 200		
第四十号	103	247, 800	299, 500		
Ĭ	104	248, 700	299, 800		
行 和	105	249, 500	300, 100		
提 [106	250, 300	300, 500		
年	107	251, 100	300, 900		
土丨	108	251, 800	301, 300		
令和元年十二月二十五日					
<u> </u>	109	252, 500	301,600		
土	110	253, 100	302,000		
吾	111	253, 500	302, 400		
	112	253, 900	302, 700		
			,		
	113	254, 100	302, 900		
	114	254, 500	303, 200		
	115	255, 000	303, 500		
	116	255, 500	303, 700		
		200,000	300, 100		
	117	255, 800	303, 900		
	118	256, 200	304, 200		
	119	256, 700	304, 500		
	120	257, 200	304, 700		
		201,200	302, 100		
	121	257, 500	304, 900		
	122	257, 800	305, 200		
	123	258, 100	305, 500		
	124	258, 400	305, 700		
		200, 100	000, 100		
	125	258, 600	305, 900		
	126	258, 800	306, 200		
	127	259, 100	306, 500		
	128	259, 400	306, 700		
		259, 400	300, 700		
	129	259, 600	306, 900		
	130	259, 800	307, 200		
	131	260, 200	307, 500		
	132				
	132	260, 400	307, 700		
	133	260 700	207 000		
	134	260, 700	307, 900		
	135	261, 100			
	136	261, 400			
	130	261, 700			
	197	001 000			
	137	261, 900			
	138	262, 200			
	139	262, 400			
	140	262, 700	I	I	
, I					

再任 用職 員		202, 200	223, 200	244, 000	274, 60
	177	272, 100			
	176	271, 900			
	175	271, 600			
	174	271, 300			
	173	271, 100			
	172	270, 900			
	171	270, 600			
	170	270, 300			
	169	270, 100			
		200, 500			
	168	269, 900			
	167	269, 600			
	166	269, 300			
	165	269, 100			
	164	268, 900			
	163	268, 600			
	162	268, 300			
	161	268, 100			
	160	267, 900			
	159	267, 600			
	158	267, 300			
	157	267, 000			
	156	266, 700			
	155	266, 500			
	154	266, 300			
	153	266, 000			
		,			
	152	265, 800			
	151	265, 600			
	150	265, 300			
	149	265, 000			
	110	204, 700			
	148	264, 700			
	147	264, 500			
	146	264, 000 264, 200			
	145	004 000			
	144	263, 800			
	143	263, 500			
	142	263, 200			
	1/19 I				

山梨県公報号外

第四十号

令和元年十二月二十五日

山梨県規則第二十三号

例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条

令和元年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

理条例施行規則の一部を改正する規則山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

十二号)の一部を次のように改正する。 十二号)の一部を次のように改正する。 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第三

を加える。の合計額が当該債務について一定の額を限度として定められた極度額に達したとき」の合計額が当該債務について一定の額を限度として定められた極度額に達したとき」の下に「又は連帯保証人が保証する債務のうち弁済期が到来したもの第七条第一項第一号中「県内」を「国内」に改め、同条第二項中「又は」を削り、

第二号様式中「債務を負担する」を「債務を 円を限度として負担する」 いめ

(山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

一部を次のように改正する。第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の

次の一条を加える。住の安定を図る必要がある者として」を加え、同条を第一条の三とし、第一条の次に住の安定を図る必要がある者として」を加え、同条を第一条の三とし、第一条の二中「第六条に規定する」の下に「特に居

(単身での入居を認める県外に住所を有する者の範囲)

条に規定する学校に在籍している者を除く。)とする。の各号のいずれかに該当する者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一第一条の二 条例第六条に規定する県外に住所を有する者で規則で定めるものは、次

- 県内に勤務場所を有する者
- 一 県内に所在する事業所に就職することが約された者
- 一 県内に所在する事業所に就職することを希望する者
- ことを希望する者 四 県内において自営業者(独立して自ら事業を営む者をいう。)として就労する

八」を「、連帯保証人」に、「ときは」を「とき又は連帯保証人が保証する債務のう第五条第一項第一号中「県内」を「国内」に改め、同条第二項中「又は連帯保証

を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
「行った者」の下に「及び当該申請に係る新たな連帯保証人」を加え、同条中第四項更承認申請書」を「県営住宅連帯保証人変更等承認申請書」に改め、同条第三項中更承認申請書」を「県営住宅連帯保証人変更後の」を「新たに」に、「県営住宅連帯保証人変た極度額に達したときは」に、「変更後の」を「新たに」に、「書類」を「書類並びち弁済期が到来したものの合計額が当該債務について一定の額を限度として定められ

第六条の次に次の二条を加える。 第六条の次に次の二条を加える。 賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出させることができる。 する家賃等債務保証業者との間で締結した当該入居者が入居している県営住宅の家 定にかかわらず、知事は、当該入居者に対して、新たに条例第十一条第五項に規定 掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができないときは、第二項後段の規 第二項前段の場合において、入居者が相当な努力を払っても新たに第一項各号に

(連帯保証人の連署を必要としないことができる者)

第六条の二 条例第十一条第四項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当す

- 条例第六条に規定する被災者等
- 一 第一条の三第三号又は第四号に該当する者
- る。)の滞納がない者 駐車場の使用料(いずれも当該者が現に入居している県営住宅に係るものに限 き入居しようとする者であって、当該県営住宅に係る賃貸借契約時に、家賃及び 情により現に入居している県営住宅の明渡しを行うため、他の県営住宅に引き続 三 条例第二条第五号に規定する県営住宅建替事業の施行その他のやむを得ない事
- きない者とする。を払っても第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることがで2.条例第十一条第四項の規則で定める特別な事情があると認める者は、相当な努力

(特別な事情があると認める者等)

ことができない者とする。 当な努力を払っても第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てる第六条の三 条例第十一条第五項の規則で定める特別な事情があると認める者は、相

- ついて協定を締結したものであることとする。
 る家賃債務保証業者であって、知事が県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証にの供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第二十条第二項に規定す
 2 条例第十一条第五項の規則で定める要件は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅
- 条例第十一条第五項に規定する県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る

3

Ш

梨

Щ

条第一項に規定する期間内に提出しなければならない。契約を証する書面(次項において「家賃等保証契約書」という。)は、条例第十一

- 4 条例第十一条第五項の規定により家賃等保証契約書を提出した入居者は、当該契係 条例第十一条第五項の規定により家賃等保証契約書を提出した入居者は、新たに定済に係る賃貸借契約書の写しを添付した県営住宅連帯保証人変更等承認申請書を債務に係る賃貸借契約書の写しを添付した県営住宅連帯保証人を取るべき者の家賃の支払等に係る債務を保証する契約が解除をとされたとき、当該入居者の家賃の支払等に係る債務を保証する契約が解除でときは、直ちに、新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人をたときは、直ちに、新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人をたときは、直ちに、新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人をたときは、直ちに、新たに第五条第一項各号に掲げる条件を具備する連帯保証人を直接に入るできるできるでは、当該契約第十一条第五項の規定により家賃等保証契約書を提出した入居者は、当該契証を得か書を提出した入居者は、当該契金のののののでは、対策を表表した。
- る。 家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出させることができ 家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を証する書面を提出させることができ 定する家賃等債務保証業者との間で締結した当該入居者が入居している県営住宅の 規定にかかわらず、知事は、当該入居者に対して、新たに条例第十一条第五項に規 号に掲げる条件を具備する連帯保証人を立てることができないときは、前項後段の も 前項前段の場合において、入居者が相当な努力を払っても新たに第五条第一項各

第十二条中「六月三十日」を「七月三十一日」に改める。

第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。第二十九条第四項」に改め、同条第四項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、第十五条第一項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、「第二十九条第三項」を

- 第二十九条第四項」に改める。 第十六条第一項中「第十六条」を「第十六条第二項」に、「第二十九条第三項」を

る。 第二十五条中「第一項を除く。)」の下に「、第六条の三第四項及び第五項」を加

かる。 第三十六条中「第四項まで」を「第五項まで、第六条の三第四項及び第五項」に改

第三号様式中「6月30日」を「7月31日」に、「年五分の割合」を「法定利率」に、「債務を負担する」を「債務を 円を限度として負担する」に改める。 第三号様式の二中「6月30日」を「7月31日」に、「年五分の割合」を「法定利率」に、「債務を負担する」を「債務を 円を限度として負担する」に改め

第4号様式 (第5条、第6条の3関係)

年 月 日

印

山梨県知事 殿

住 所 氏 名

県営住宅連帯保証人変更等承認申請書

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(第5条第2項・第6条の3第4項)の規定により、次のとおり連帯保証人の(変更・追加)の承認を申請します。

	契 約				学人					
	締 結							— 賃借人		
保証対象賃貸借契約	年月日	年	月	月貨	人資					
	住宅団地名及び 住 宅 番 号						団地	号館	階	号室
	所 在 地									
	構造及	び面積					構造		平力	デメートル
		ち時の家賃 箇 月)								円
		ふりがな 氏 名						手 3	年 月	日生
		本籍 地								
新	連 帯 保証人	現住所					(電	話番号)
		勤務先又は 職業			前平均	年 の		円と	居 者の関係	
		保証極度額(※)						·		円
	連帯	氏 名								
現	保証人	住 所								
元	家賃等 債 務	名 称								
	情 保 業 者	所 在 地								
理										
由										

※ 保証極度額:連帯保証人が保証する債務について一定の額を限度として定める額

契約書の写しを添付した上記の保証対象賃貸借契約から生じる賃借人 の債務のうち、山梨県知事が私を連帯保証人として承認した日以後に生じる債務については、賃借人と連帯して、当該債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

印

注 新たに連帯保証人となるべき者の印鑑証明書及び収入を証する書類並びに上記保証対象 賃貸借契約に係る契約書の写しを添付すること。

Щ

に、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。 は第4項、第29条第1項若しくは第3項」以、「第16条」や「第16条第2項」 第三十一号様式中「第14条第1項、第29条第1項」を 「第14条第1項若しく

附 則

(施行期日)

 この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に提出された第二条の規定による改正前の山梨県営住宅設置及び 優良賃貸住宅賃貸借契約書とみなす。 則」という。)に定める相当様式による山梨県営住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定 の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(次項において「新規 住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書は、それぞれ、第二条 管理条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による山梨県営

3 この規則の施行前に交付された旧規則第三十一号様式による身分証明書は、新規則 第三十一号様式による身分証明書とみなす。

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号